

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った2件の公文書不存決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求①について

- (1) 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和3年9月8日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和元年5月1日から令和3年8月31日（以下「対象期間」という。）までの間に、山形県教育委員会が各市町村教育委員会と各市町村立学校に対し助言・指導した実績に関する一切の資料」の公文書開示請求（以下「本件開示請求①」という。）を行った。なお、本件開示請求①については、「一切の資料」とした場合、対象となる公文書は極めて大量となる可能性があることから、令和3年9月16日、「いじめ解決支援チームを派遣した案件に関するもの」と補正をしている。
- (2) 実施機関は、本件開示請求①に対応する文書（以下「本件対象公文書①」という。）について、「請求があった公文書の保有状況を確認した結果、該当する公文書は保有していない」ことを理由として、令和3年9月22日に、不存決定（以下「本件処分①」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分①を不服として、令和3年11月1日に、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下、「法」という。）第2条の規定により、審査庁である山形県教育委員会（以下「審査庁」という。）に対して、審査請求（以下「審査請求①」という。）を行った。

2 審査請求②について

- (1) 審査請求人は、令和3年9月24日、条例第4条第1項の規定により、実施機関に対し、「令和2年度○○市立○○○学校○年生問題行動及び生徒指導上の案件（以下「本件事案」という。）について、実施機関が○○市教育委員

会と共有した情報に関する一切の資料（公文書として処理されていなかったが、本庁からの指導により新たに公文書として認められたもの。）」及び「令和3年9月の置賜教育事務所の公文書管理の問題に関する本庁からの指導内容とそれを証明する資料」の公文書開示請求（以下「本件開示請求②」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求②に対応する文書（以下「本件対象公文書②」という。）について、「請求があった公文書の保有状況を確認した結果、該当する公文書は保有していない」ことを理由として、令和3年10月8日に、不存在の決定（以下「本件処分②」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分②を不服として、令和3年11月1日に、法第2条の規定により、審査庁に対して、審査請求（以下「審査請求②」という。）を行った。

3 審査庁は、令和4年3月29日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、審査請求①及び②に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分①及び②について取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、子の在籍する〇〇〇における〇〇の問題行動に関して、学校及び市の教育委員会の対応に不信感を抱き、実施機関と改善に向けた対応をしてきた。
- (2) その中で、教育行政に関する事務が適切に行われていないという不信感から、本件開示請求①及び②を行ったものである。
- (3) これに対し、2件の不存在通知書が届いたが、山形県教育委員会公文書管理規程（以下「規程」という。）に違反する点が多々見られた。規程第13条第1項において、「処理に係る事案が軽微である場合を除き、文書を作成しなければならない」とあるが、本件事案は軽微なケースといえるのか。公文書を作成せず、職員個人のメモのみで組織が動いているとすれば、民間の視点として

も理解できず、また容認できるものでもない。

- (4) また、当該ケースに係る情報が、開示の対象とならないように全て口頭で行い、意図的に個人のメモ程度に留めていると感じており、このような状況で県民はどのようにして事務処理が適切に行われているか検証できるのか疑問である。
- (5) これらのことから、本件処分①及び②が妥当であるとは到底いえず、審査請求人は知る権利を侵害されている。以上より、本件処分①及び②について取り消しを求める。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求①について

対象期間において、いじめ解決支援チームを派遣した事案は、本件事案以外にはなく、実施機関が各市町村教育委員会や各市町村立学校に対し、助言・指導を行った文書は保有していない。

(2) 審査請求②について

本件事案に関して、これまで公文書として処理されていなかったものが、本庁からの指導によって新たに公文書として認められ、実施機関が〇〇市教育委員会と共有した情報に関する資料は保有していない。

また、本庁担当者からの指導については、公文書管理規程に基づいて、文書処理を適切に行うよう口頭で受けているものであることから、公文書としての作成は行っていない。

- (4) 以上のことから、本件処分①及び②は規定に基づくものであり妥当である。したがって、審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

1 審査の併合について

本件の審査にあたっては、同一の審査請求人からの同一の実施機関に対する審

査請求で、いずれも不存在決定に対する審査であることから、2件の審査請求について、併合して審査を行った。

2 本件開示請求①及び②について

本件開示請求①は、審査請求人が、対象期間において、実施機関から各市町村教育委員会と各市町村立学校に対し、いじめ解決支援チームを派遣した案件に関して助言・指導をした文書（以下「本件対象公文書①」という。）を求めたものであり、これに対して実施機関は本件処分①を行った。

また、本件開示請求②は、本件事案に関して、審査請求人が、実施機関が〇〇市教育委員会と共有した情報に関する資料であって、公文書として処理されていなかったが、本庁からの指導により新たに公文書として認められたもの（以下「本件対象公文書②ーア」という。）及び公文書管理の問題に関する本庁からの指導内容を示す資料（以下「本件対象公文書②ーイ」という。）を求めたものであり、これに対して実施機関は本件処分②を行った。

上記第3及び第4のとおり、審査請求人と実施機関の主張に相違があることから、以下、本件対象公文書の存在の有無について検討する。

3 いじめ解決支援チームについて

本件事案においては、実施機関が策定する「令和3年度チーム学校生徒支援体制整備事業（いじめ解決支援チームの設置）実施要項」に基づいて、いじめ解決支援チームが派遣されている。当該事業は、学校だけでは対応が難しいいじめの問題等が発生している小中学校に、解決支援チームを派遣し、市町村教育委員会と連携・協力を図りながら、いじめ問題の解決や、また、いじめの未然防止や早期発見、即時対応に向けた体制づくりなどの指導・支援を行うものである。

本件事案は、児童による暴力行為や危険行為などの問題行動の未然防止のための校内支援体制づくりや、児童間暴力や危険行為を行う児童やその加害児童保護者及び被害児童保護者への適切な対応等に関する助言を目的として、いじめ解決支援チームが派遣されたものである。

4 文書作成の義務について

規程第10条第1項において、「事務の処理は、公文書によって行うことを原則とする」と規定し、また、規程第13条第1項において、「職員は、文書管理者の指示に従い、条例第4条の規定に基づき、条例第1条の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又

は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と規定している。

5 本件対象公文書の存在の有無について

(1) 本件対象公文書①について

ア 実施機関は、対象期間において、いじめ解決支援チームを派遣した案件は本件事案しかなく、本件対象公文書①は、電子メールによるものも含め存在しないと主張する。

イ 本件事案に関するいじめ解決支援チームは、令和3年6月7日に〇〇市教育委員会から実施機関に対し派遣要請があり、その後、対象期間である令和3年8月31日までの間に、計2回の支援会議が開催されている。審査会は、実施機関より、その会議内容を事務担当者が組織内に報告する報告書等の類の文書のみが存在していることを確認した。

ウ よって、対象期間において、〇〇市教育委員会に助言・指導した文書は存在しないとする実施機関の主張は、特段不自然、不合理な点は見当たらない。

(2) 本件対象公文書②ーアについて

ア 実施機関は、本件対象公文書②ーアに関して、本庁からの指導によって新たに公文書として認められた文書は存在しないと主張する。

イ 審査会事務局職員をして、「本庁からの指導」の内容について本庁所管課に確認させたところ、審査請求人より公文書の管理に関する問合せと、公文書の作成について規程に基づいて適切に行うようにという意見があったため、適切な文書管理について実施機関に対し口頭にて伝達したとのことであった。

ウ これまで公文書として処理されていなかった文書が、この本庁からの伝達によって、改めて公文書になるということは公文書管理の規定上あり得ない。また、本庁からの伝達を受けて、新たに作成した公文書は存在しないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は見当たらない。

(3) 本件対象公文書②ーイについて

ア 実施機関は、本件対象公文書②ーイに係る指導については、本庁所管課から規程に基づいて適切に文書処理を行うよう口頭で伝達を受けたものであり、単に軽微なものであるとして、公文書としての作成を行わなかったとの説明であった。

イ 前述のとおり、本庁所管課から実施機関に対して、審査請求人からの意見を口頭にて伝えたとしており、当該伝達を文書として残すべきであったかどうかは別として、公文書としての作成を行っていないとする実施機関の主張

は、特段不自然、不合理な点は見当たらない。

- (4) 以上より、本件対象公文書の存在について、他に推認させる事情も認められないことから、実施機関が行った2件の公文書不存在決定は妥当である。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月29日	本件処分①及び②を不服とした、2件の審査請求について、審査庁から諮問を受けた。
令和4年6月20日 (第66回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年8月18日 (第68回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年10月20日 (第70回審査会)	事案の審議を行った。
令和4年11月30日 (第72回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員